



島教協

《 すべては「子どもたちのために」 》
情 報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者兼編集人 吉田 修

No.694

平成29年島根県人事委員会の報告と勧告**4年連続で月例給、ボーナス引き上げを勧告**

島根県人事委員会は、平成29年10月16日島根県議会と島根県知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本年の職種別民間給与実態調査結果においては、民間給与が昨年より上がったことから、民間給与が職員給与を上回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。(職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって より)

1 報告・勧告のポイント

職員給与水準と県内民間給与水準を均衡させるため、月例給・特別給ともに引上げ

- 月例給の引上げ (0.13%)
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ (0.1月分)

2 本年の給与改定(勧告事項) 関係部分を掲載します

- (1) 月例給 (県内民間給与水準と均衡するよう給料表の引上げ)
(2) 期末・勤勉手当 (県内民間の支給割合に見合うよう引上げ 3. 95月→4. 05月)

| | | 6月期 | 12月期 |
|--------|------|----------------|----------------------------|
| 29年度 | 期末手当 | 1. 10月(支給済み) | 1. 30月(改定なし) |
| | 勤勉手当 | 0. 775月(支給済み) | <u>0. 875月</u> (現行0. 775月) |
| 30年度以降 | 期末手当 | 1. 10月 | 1. 30月 |
| | 勤勉手当 | <u>0. 825月</u> | <u>0. 825月</u> |

- (4) 実施時期 月例給の改定は、平成29年4月1日
勤勉手当の改定は、平成29年12月1日

2 その他の給与上の課題 関係部分を掲載します**(5) 教育職員の給与**

- 本県における教育職員の給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある

3 人事管理に関する報告**1 人事管理上の課題について 関係部分を掲載します****(3) 能力・実績に基づく人事管理**

- 任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保した人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進める必要がある

(裏面に続く)

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進 関係部分を掲載します

ア 時間外勤務の縮減

- 本委員会が昨年から実施している学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われており教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認された

学校における働き方改革に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務縮減のための更なる具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の負担軽減に向けて、より取組の実効性を高める必要がある

ウ その他

- ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある

(6) メンタルヘルス対策 関係部分を掲載します

- メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある

島根県人事委員会勧告の詳しい内容は、島根県人事委員会事務局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinjiinkai/>

島教協は、島教協情報NO. 693でお知らせしましたように、島根県人事委員会に対して教職員の給与や勤務条件の改善のための要望を行いました。

今回島根県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」には、私たちが要望した内容が多く取り入れられています。

4年連続で月例給と特別給を引き上げる勧告が出されました。

また、教育職員の長時間勤務の縮減についても、人事委員の皆さんが高校・中学校・小学校を視察され、学校現場を理解された上で、負担軽減に向けてさらに実効性のある具体的な取組が必要との報告がなされました。

しかし、人事委員会の勧告は、即決定ではありません。

島根県教委はこの勧告を受けて、その取扱いに対して職員団体に提示を行います。

そして島根県知事は県職員（教職員を含む）の給与改定の案を作り、県議会で決定されて初めて給与改定となります。

なお、島教協は、11月14日に島根県教委に対し、「教員が子どもと向き合う時間を確保するための方策」を重点要望にして、交渉を行います。

交渉の結果は、後日島教協情報でお知らせします。



島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病気見舞金の給付 5,000円
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付
(住宅又は家財の損害を受けたとき程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、ご本人または学校代表は、事務局まで連絡をお願いします。
(電話0853-22-7762)

島教協会員証特典のご紹介

- 「T・ジョイ出雲」
(ゆめタウン 出雲東館3階)
劇場売店にて
- 「島教協会員証を提示する」と
- 売店人気ナンバー1の
ポップコーンセット
(通常750円)を
ワンコイン(500円)で
購入できます!
- ぜひ、
劇場売店へお立ち寄りください。
同伴者も同様の対応ができます。

新会員加入助成のご紹介

- ① 新規に会員が加入された場合
単組・支部と学校にそれぞれ
2,000円の加入助成金を支給します
(講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です)
- ② 勧誘活動の助成
学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等を行われる場合は、その経費の一部を助成します。
島教協事務局までご相談ください。